

平成29年度 決算のお知らせ

保険料率の上昇は被保険者や事業主にとって大きな負担であり、すでに限界に達しています。健康保険組合連合会(健保連)では、平成37年度には拠出金が義務的経費の50%以上となる組合が870組合にのぼると推計しており、国民皆保険の崩壊が危惧されています。現役世代の負担を軽減し国民皆保険を維持するためには、拠出金負担の上限設定、高齢者にも応分の負担を求めるなどの高齢者医療費の負担構造改革が必要です。

7月開催の第165回組合会において、当組合の平成29年度の決算が承認されました。
經常収支差引額はマイナス2億2,799万円で、平成24年度以来の赤字となりました。

平成29年度決算のあらまし

健康保険

■組合の規模

平成29年度の当組合の財政基礎となる年間平均被保険者数は、前年度に比べ2,938人増の100,118人でした。また、平均標準報酬月額も前年度に比べ1,233円増の368,836円、総標準賞与額(年間合計)は前年度より39億8,937万9千円(3.09%)増の1,330億9,913万3千円となりました。

■収支の状況

収入・支出決算の状況は、収入決算額が569億9,685万8千円、支出決算額が537億8,590万7千円で、収支差引額は32億1,095万1千円の残金でした。積立金からの繰入などを除いた財政状況の健全性を示す經常収支は2億2,799万円の赤字となりました。

■収入

被保険者や事業主のみなさまから納めていただく保険料による収入は、算出の基礎となる年間平均被保険者数・平均標準報酬月額・総標準賞与額すべてにおいて増加したことにより、前年度に比べ16億4,273万7千円(3.24%)増の524億1,838万4千円となりました。

■支出

みなさまが病院にかかったときの医療費などにあてる保険給付費は、前年度より10億142万9千円(3.98%)増の261億6,560万円、被保険者1人あたり額は261,348円で対前年度比2,404円(0.93%)増となりました。また、高齢者医療制度への納付金・支援金などの拠出金は、総額242億8,915万2千円で、対前年度比28億9,284万7千円(13.52%)の大幅増となりました。保険給付費と拠出金の合計額は504億5,475万2千円で、保険料収入524億1,838万4千円の96.25%を占めており、健保財政を圧迫しています。

みなさまの健康の保持増進と疾病予防を目的とした各種事業を実施するための保健事業費は対前年度比184万1千円(0.09%)減の20億2,476万円となりました。

当組合におきましては、平成24年度以来の經常赤字となる厳しい状況ではありますが、効果的な健康づくり事業を積極的に展開しつつ、医療費適正化を推進することで健保財政の健全化に努めてまいります。引き続き、当組合の事業運営にご理解とご協力をお願いいたします。

介護保険

介護保険では、第2号被保険者の年間平均数が74,825人(対前年度比2,099人増)、平均標準報酬月額は421,777円(同51円減)、総標準賞与額(年間合計)は829億6,017万9千円(同29億3,148万7千円増)となりました。介護保険収入は、前年度と比べて2億440万4千円増の52億8,030万7千円、一方、支出である介護納付金は前年度に比べて9億5,894万円増の55億3,532万3千円となりました。介護保険収入では賄うことができなかったため、準備金を繰り入れ、収支の均衡を図りました。

平成29年度収入支出決算概要表

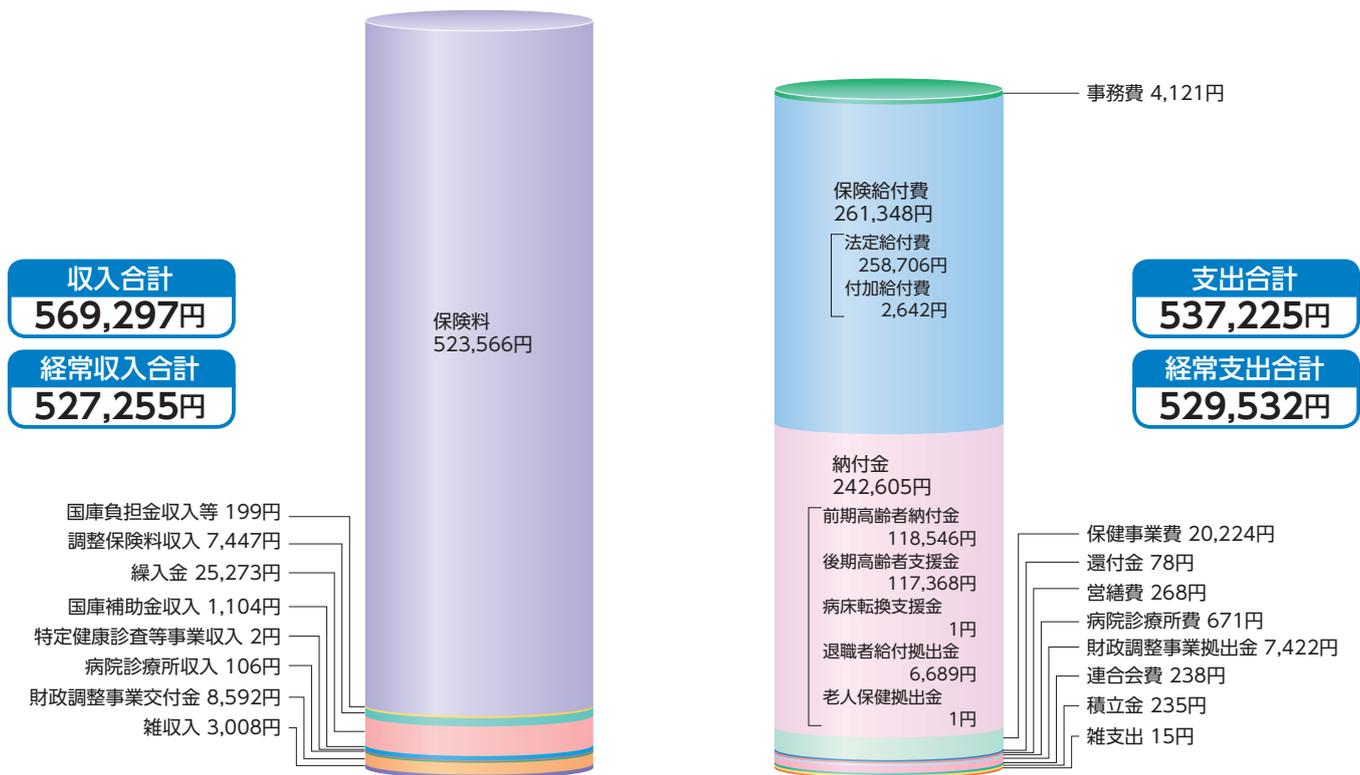
健康保険

収 入	
科 目	決算額(千円)
保 険 料	52,418,384
国庫負担金収入等	19,934
調整保険料収入	745,580
繰 入 金	2,530,291
国庫補助金収入	110,516
特定健康診査等事業収入	168
病院診療所収入	10,588
財政調整事業交付金	860,207
雑 収 入	301,190
合 計	56,996,858
経常収入合計	52,787,669

支 出	
科 目	決算額(千円)
事 務 費	412,624
保 険 給 付 費	26,165,600
[法定給付費	[25,901,111
付加給付費	264,489
納 付 金	24,289,152
[前期高齢者納付金	[11,868,596
後期高齢者支援金	11,750,641
病床転換支援金	60
退職者給付拠出金	669,737
老人保健拠出金	118
保 健 事 業 費	2,024,760
還 付 金	7,807
営 繕 費	26,843
病 院 診 療 所 費	67,227
財 政 調 整 事 業 拠 出 金	743,136
連 合 会 費	23,797
積 立 金	23,545
雑 支 出	1,416
合 計	53,785,907
経常支出合計	53,015,659

収支差引額	3,210,951千円
経常収支差引額	-227,990千円

健康保険 被保険者1人あたり額



介護保険

収 入	
科 目	決算額(千円)
介 護 保 険 収 入	5,280,307
繰 入 金	800,000
国庫補助金受入	60,190
雑 収 入	76
収入合計	6,140,573

支 出	
科 目	決算額(千円)
介 護 納 付 金	5,535,323
介 護 保 険 料 還 付 金	520
支出合計	5,535,843

保険料が決まるしくみ



健保組合の収入の大部分を占める保険料は、事業主と被保険者が負担しています。みなさまの保険料は、給料等の報酬に応じた額が徴収されています。ここでは、どのようなしくみで保険料が決まるのか解説します。

保険料は報酬に応じて毎月納めます

健保組合では、月単位で保険料を徴収し、その額は、被保険者の報酬(給料等)に応じて決められます。具体的には、あらかじめ定められた50等級(58,000円～1,390,000円)に分かれた「標準報酬月額」に各被保険者の報酬をあてはめ、保険料率を乗じて毎月の保険料を計算します。

なお、介護保険は全国の市区町村が運営する制度ですが、医療保険に加入する40歳以上65歳未満の方の介護保険料は、各医療保険者が徴収することになっています。対象となる方は、標準報酬月額に介護保険料率を乗じた額が介護保険料として徴収されます。

$$\text{計算式} \quad \text{毎月納める保険料} = \text{標準報酬月額} \times \text{保険料率}$$

報酬って何が含まれるの？

給料、手当など、被保険者が労働の対償として受けるものがすべて含まれます。例えば、残業手当、住宅手当、通勤定期券代なども含まれます。ただし、慶弔金など臨時的収入となるものは除かれます。

保険料は賞与からも納めます

年3回まで支給される賞与にも、支給額に応じた保険料の負担があり、標準賞与額(1,000円未満を切り捨てた額。年度累計573万円が上限)に保険料率を乗じた額が徴収されます。また、40歳以上65歳未満の被保険者は、標準賞与額に介護保険料率を乗じた介護保険料も徴収されます。

$$\text{計算式} \quad \text{賞与の保険料} = \text{標準賞与額} \times \text{保険料率}$$

なお、年4回以上支給される賞与は、標準報酬月額の算定対象となり、賞与の総額を12等分した平均額を報酬月額の中に含めます。

標準報酬月額を決める時期

標準報酬月額は被保険者資格を取得するときに決まりますが、毎年見直しが行われます。また、報酬が大幅に変わったときも見直しが行われます。

●就職したとき(資格取得時決定)

初任給等を基礎にして決められます。

●毎年7月1日現在で(定時決定)

その年の4月、5月、6月の報酬をもとに、原則として全被保険者の標準報酬月額が7月1日現在で決め直されます。

●標準報酬月額が大幅に変わったとき(随時改定)

昇給などにより3カ月間に受けた報酬の平均額が2等級以上変わる場合は決め直されます。

●産前産後休業が終わったとき(産前産後休業終了時改定)

産前産後休業を終了して職場復帰した被保険者が、短時間勤務等により報酬が下がった場合は、被保険者の申し出により決め直されます。

●育児休業等が終わったとき(育児休業等終了時改定)

育児休業等を終了して職場復帰した被保険者が3歳未満の子を養育している場合で、短時間勤務等により報酬が下がった場合は、被保険者の申し出により決め直されます。

平成30年10月から 随時改定に保険者算定が追加されます

業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって随時改定を行うことが著しく不当であると認められる場合に、特別な算定「保険者算定」を行うことが可能となります。

「被扶養者(異動)届」を提出しましたか？

ご家族(被扶養者)が就職などをされたら、被扶養者でなくなります。「被扶養者(異動)届」に保険証を添えて、必ず健保組合に届け出てください。



制度改正のお知らせ

平成30年8月から

70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が引き上げられます

1カ月あたりの医療費の自己負担限度額は、70歳以上の人は70歳未満の人より低く設定されていますが、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成30年8月から下記のとおりに引き上げられます。

〈平成30年7月診療分まで〉

区分	70歳以上 ^{※1} の自己負担限度額/月額	
	外来(個人ごと)	(世帯ごと)
現役並み 標準報酬月額 28万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)
一般 標準報酬月額 26万円以下	14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 (44,400円)
低所得	II 住民税 非課税	24,600円
	I 住民税 非課税 (所得が一定以下)	15,000円

〈平成30年8月診療分から〉

区分	70歳以上 ^{※1} の自己負担限度額/月額	
	外来(個人ごと)	(世帯ごと)
III 標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円)	
II ^{※2} 標準報酬月額 53万～79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円)	
I ^{※2} 標準報酬月額 28万～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)	
標準報酬月額 26万円以下	18,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 (44,400円)
II 住民税 非課税		24,600円
I 住民税 非課税 (所得が一定以下)	8,000円	15,000円

細分化
引き上げ

引き上げ

〈 〉は直近12カ月間に同じ世帯で3カ月以上高額療養費に該当した場合の4カ月目以降の金額です。

※1 対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担額を合わせた額に限度額を適用します。

※2 現役並み区分I、IIの人は、窓口支払い時に「限度額適用認定証」を提示すると、区分に応じた自己負担限度額までの支払いですみます。

お問い合わせ先：現金給付課 ☎06-6941-5005
神戸支部 ☎078-221-6100
京都支部 ☎075-801-2905

平成30年4月 事業状況 保険給付1人あたり額には、前期高齢者納付金等を含む

	大阪	神戸	京都	合計	
事業所数 (件)	628	92	72	792	
被保険者数 (人)	男	58,337	7,807	5,005	71,149
	女	25,300	2,880	2,305	30,485
	計	83,637	10,687	7,310	101,634
平均報酬月額 (円)	男	411,670	411,283	361,520	408,100
	女	270,163	270,160	228,502	267,013
	計	368,865	373,252	319,576	365,781
保険給付1人あたり額 (円)	41,346	41,383	40,283	41,273	
扶養率	0.87	0.94	0.79	0.87	

受動喫煙の健康被害



たばこを吸わない人が喫煙者の煙を吸い込んでしまう「受動喫煙」。最新のデータでは、深刻な健康被害も報告されており、厚生労働省でも対策の強化に乗り出しています。

受動喫煙の医療費は年間3,200億円

厚生労働省の研究班によって、たばこを吸わない人が受動喫煙により、「肺がん」「虚血性心疾患」「脳卒中」になり、余計にかかった医療費の推計が3,200億円(2014年)に上ることがわかりました。

調査は、家庭と職場で長期にわたり受動喫煙の被害を受けた40歳以上の人を対象に、喫煙の有無などをベースに算出したもので、内訳は、肺がん約340億円、虚血性心疾患約960億円、脳卒中が約1,900億円となりました。

受動喫煙による年間死亡者約15,000人

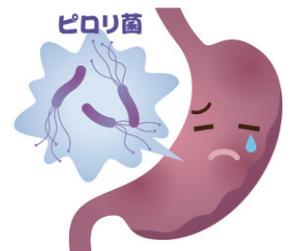
また、受動喫煙から上記の疾病にかかったことによる年間死亡者数(推計)は、約15,000人に上ることがわかりました。男女比では、女性が男性の2倍以上を占めており、原因となる疾患は男女ともに脳卒中が約5割と最も多い結果となりました。

なお、肺がんについては、「受動喫煙により非喫煙者の肺がんによる肺がん発症リスクが1.28倍上昇する」(国立がん研究センターがん対策情報センター2016年)という結果が得られました。これにより、科学的根拠に基づく肺がん発症のリスク評価はもっとも関連の強い「確実」へと引き上げられました。

受動喫煙は、「肺がん、虚血性心疾患、脳卒中」に限らず、「小児の喘息の既往、乳幼児突然死症候群(SIDS)、臭気・不快感および鼻への刺激感」への確実な因果関係が報告されています(「たばこ白書」による評価)。

厚生労働省では、受動喫煙による健康への影響が深刻な状態にあることを受け、受動喫煙防止対策の強化に努めています。

ピロリ菌検査(郵送検診)の年齢引き下げについて



胃がんリスクの一つである“ピロリ菌”の感染が確認できるピロリ菌検査(郵送検診)は、現在50歳以上の方を対象に実施しておりますが、50歳未満の方々からのご要望も多いことから、**平成30年10月1日より対象年齢[※]を現在の50歳以上から35歳以上に引き下げます。**

今回の年齢引き下げに伴い、今後より多くの方々にピロリ菌検査(郵送検診)を受けていただくことが可能になります。[夏季の7月～9月は検査ができません]

現在

対象年齢[※]：50歳以上
(組合在籍中に1回のみ)



平成30年10月1日～

対象年齢[※]：**35歳以上**
(組合在籍中に1回のみ)

※ 対象年齢は、当該年度中(4/1～翌年3/31)に達する年齢です。

交通事故などで保険証を使って受診したときは 健保組合にすみやかに連絡を!

交通事故など第三者の行為が原因でけがや病気をしたときでも、仕事中以外・通勤途中以外であれば、保険証を使って病院にかかることができます。しかし、健保組合が一時的に立て替え、加害者に後日請求するため、保険証を使って治療を受けたときには、できるだけ早く健保組合に連絡し、「第三者行為による傷病届」の提出をお願いします。なお、交通事故の場合、「交通事故証明書」等の提出が必要となります。交通事故証明書は自動車安全運転センターが発行しますが、警察への事故の届出がないと発行されませんので、ご注意ください。



第三者行為による傷病

- 自動車事故で、けがをしたとき
- 歩道を歩いている自転車でぶつけられて、けがをしたとき
- 他人のペットにかまれて、けがをしたとき
- 不当な暴力行為を受け、けがをしたとき
- 外食して、食中毒になったとき
- ゴルフ・スキーなど他人の行為により、けがをしたとき

など、他人の過失により受傷した場合はすべて第三者行為となります。

示談は慎重に、事前に当健保組合にご連絡ください

自動車事故には後遺障害のリスクがありますから、示談は慎重にしましょう。

なお、健康保険で治療を受けたときは、加害者との話し合いで示談を結ばれると、その内容によっては、健保組合

が加害者に請求するべき費用を請求できなくなることがあります。示談をする場合は、事前に当健保組合にご連絡ください。

交通事故にあったら…



- ① **安全を確保** 双方の負傷状況を確認し、必要な場合は救急車を呼びます。
- ② **加害者を確認** 加害者の車のナンバー、運転免許証、車検証などを確認します。
- ③ **警察へ連絡** 小さな事故でも、警察へ連絡が必要です。
- ④ **医療機関を受診** 一見無傷でも、あとで症状が出る場合があります。
- ⑤ **健保組合へ連絡** 保険証を使って治療を受けた場合は健保組合へ連絡が必要です。

自転車を利用される方へ



近年、自転車による事故が増えています。道路交通法上、自転車は軽車両に位置づけられますので、道路交通法の遵守はもちろんのことですが、万が一、交通事故にあつたときに備えて自転車保険に加入しておくとう安心です。

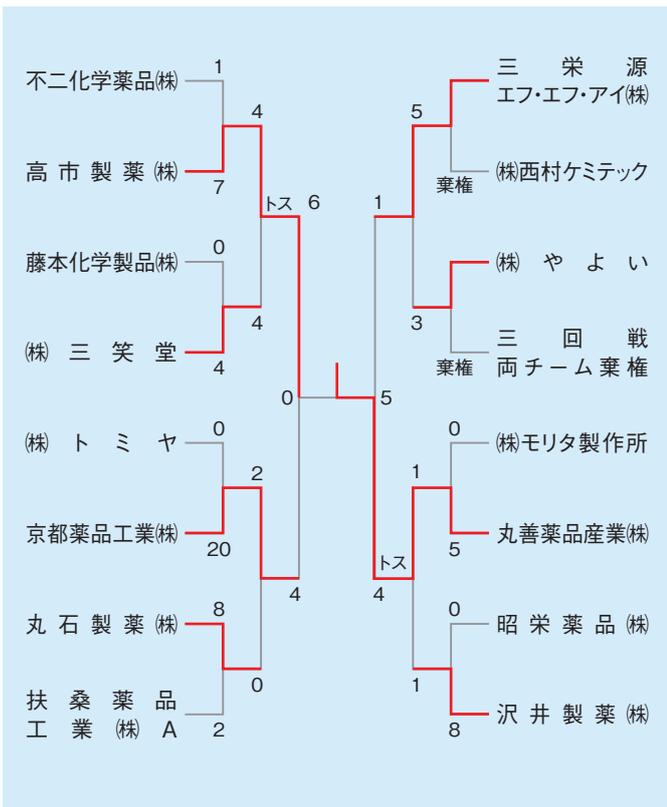
自転車同士、自転車と歩行者の事故も第三者行為による傷病にあたります。保険証を使って治療を受けた場合は、「第三者行為による傷病届」を健保組合へ届け出てください。また、警察への連絡も忘れずにしてください。

※車の任意保険に付随する人身障害特約が自転車事故も補償する場合がありますので、確認してください。

第34回 大阪薬業健康保険組合

野球大会の結果について

75チームが参加した野球大会の決勝が平成30年4月28日（土）に舞洲スポーツアイランドで行われ、丸善薬品産業(株)が優勝を飾りました。



優勝	丸善薬品産業(株)
準優勝	高市製薬(株)
第3位	京都薬品工業(株)・三栄源エフ・エフ・アイ(株)
最優秀選手	竹内 久弥 選手 (丸善薬品産業(株))
敢闘選手	谷口 悠弥 選手 (高市製薬(株))

決勝戦

チーム	1	2	3	4	5	6	7	合計
丸善薬品産業(株)	0	0	0	2	0	3	0	5
高市製薬(株)	0	0	0	0	0	0	0	0



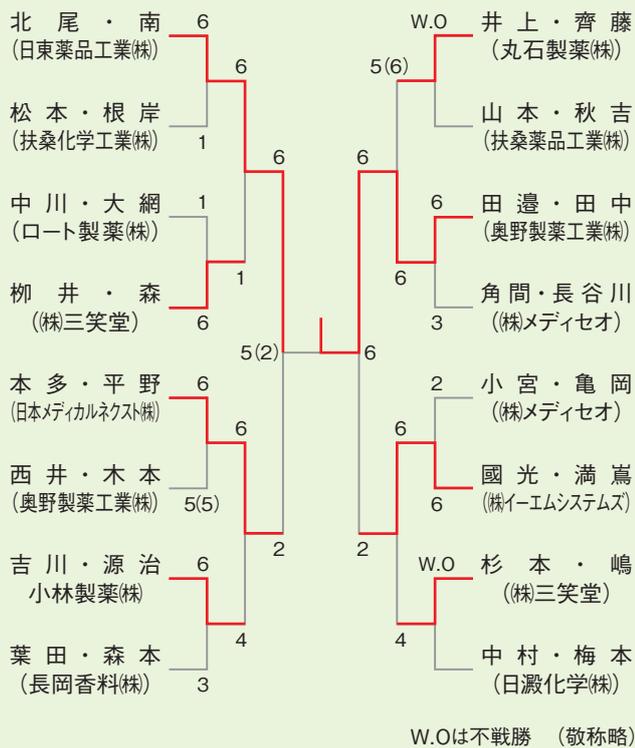
第34回 大阪薬業健康保険組合

テニス大会の結果について

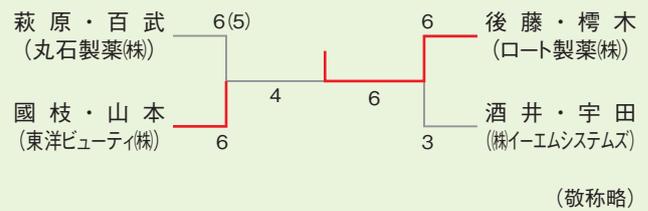
190組（男子165組、女子25組）が参加したテニス大会の決勝が平成30年5月26日（土）にマリンテニスパーク・北村で行われ、男子は田邊・田中組、女子は後藤・樗木組が優勝を飾りました。



男子	優勝	田邊・田中組（奥野製薬工業株）
	準優勝	北尾・南組（日東薬品工業株）
	第3位	本多・平野組（日本メディカルネクスト株）
		國光・満嵐組（株イーエムシステムズ）



女子	優勝	後藤・樗木組（ロート製薬株）
	準優勝	國枝・山本組（東洋ビューティ株）
	第3位	萩原・百武組（丸石製薬株）
		酒井・宇田組（株イーエムシステムズ）



平成30年度

契約プール割引利用のお知らせ



例年どおり契約プールの共通割引券を配布しております。契約先のプール名と営業期間は以下のとおりです。申込方法および割引利用料等につきましては各事業所あてご案内しておりますのでご確認ください（ホームページの『夏期契約プール』にも掲載しております）。

● 関西地区

	利用者区分	利用種別	一般料金	利用者負担額	利用期間
みさき公園ぶ～るらんど RiO 大阪府泉南郡岬町	大人(中学生以上)	入園+プール	2,100円	1,100円	7月14日(土)～ 8月31日(金)
	小人(3歳～小学生)		1,200円	750円	
関西サイクルスポーツセンター ファミリープール“フォレ・リゾ” 大阪府河内長野市	大人(中学生以上)	入園+プール	1,600円	700円	7月14日(土)～ 8月31日(金)
	小人(小学生)		1,000円	500円	
	幼児(3歳～未就学児)		800円	300円	
しょうざんプール 京都府京都市北区	大人(中学生以上)	プール	3,500円	2,450円	7月14日(土)～ 8月31日(金)
	小人(0歳～小学生)		1,600円	940円	
姫路セントラルパークアクエリア 兵庫県姫路市	大人(中学生以上)	入園+プール	3,500円	2,000円	7月21日(土)～ 8月31日(金)
	小人(小学生)		2,000円	1,200円	
	幼児(3歳～未就学児)		1,200円	800円	
まほろば健康パークファミリープール 奈良県大和郡山田市	大人(中学生以上)	プール	850円	500円	7月14日(土)～ 8月31日(金)
	小人(4歳～小学生)		420円	200円	

● 中京地区

	利用者区分	利用種別	一般料金	利用者負担額	利用期間
長島温泉ジャンボ海水プール 三重県桑名市 <small>クローラーボックス類の持ち込みはできません</small>	大人(中学生以上)	入園+プール	3,700円	2,200円	7月14日(土)～ 8月31日(金)
	小学生		2,700円	1,600円	
	幼児(2歳～未就学児)		1,500円	1,000円	
鈴鹿サーキットランド アクア・アドベンチャー 三重県鈴鹿市	大人(中学生以上)	入園+プール	2,900円	1,500円	7月14日(土)～ 8月31日(金)
	小人(小学生)		2,000円	1,000円	
	幼児(3歳～未就学児)		1,400円	800円	

● 関東地区

	利用者区分	利用種別	一般料金	利用者負担額	利用期間
大磯プリンスホテル 大磯ロングビーチ 神奈川県大磯町	大人	プール	4,000円	1,900円	7月14日(土)～ 8月31日(金)
	中学生・高校生		2,800円	1,600円	
	小学生		2,200円	1,200円	
	幼児(3歳～未就学児)		1,000円	700円	
としまえんプール 東京都練馬区	大人(中学生以上)	プール	4,000円	2,000円	7月14日(土)～ 8月31日(金)
	子供(3歳～小学生)		3,000円	1,200円	

● 東北地区

	利用者区分	利用種別	一般料金	利用者負担額	利用期間
スパリゾートハワイアンズ 福島県いわき市	大人(中学生以上)	入園+プール	3,500円	2,350円	7月14日(土)～ 8月31日(金)
	小人(小学生)		2,200円	1,480円	
	幼児(3歳～未就学児)		1,600円	1,140円	

※ 利用者負担額は税込

ご注意

契約プールの共通割引券をご使用いただけるのは、**当組合の被保険者・被扶養者に限ります**。家族であっても当組合の被保険者・被扶養者でない方はご使用いただけません。

※当組合の被保険者・被扶養者とは大阪薬業健康保険組合（神戸・京都支部含む）発行の健康保険証をお持ちの方です。

お問い合わせ先：施設課 ☎06-6941-5002 神戸支部 ☎078-221-6100 京都支部 ☎075-801-2905

● 発行所

大阪薬業健康保険組合 大阪市中央区内平野町3丁目2番5号 ☎06(6941)5001
大阪薬業企業年金基金 大阪市中央区内平野町3丁目2番5号 ☎06(6945)1021